



流山市監査委員告示第6号

公の施設の指定管理者監査の結果に基づき講じた措置について、流山市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別添のとおり公表します。

令和元年6月26日

流山市監査委員

佐々木 健



流山市監査委員

海老原 功





第 4 号様式

流道管第 3 1 6 号
令和元年 6 月 1 4 日

流山市監査委員 佐々木 健一 様
流山市監査委員 海老原 功一 様

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和元年 5 月 2 3 日付け、流監第 8 号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和元年5月23日・流監第8号		
監査の種別	公の施設の指定管理者監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
流山市 シルバー人材 センター	指摘 (1)	流山市自転車駐車場 指定管理者の業務等に関する仕様書で、年1回以上の消防訓練を行うこととあるが、実施されていなかった。仕様書に基づく訓練の実施を徹底されたい。	今後は、仕様書に基づき消防訓練を実施します。 なお、平成30年度分については、平成31年3月25日に江戸川台駅東及び西口合同による消防訓練を実施しました。
流山市 シルバー人材 センター	指摘 (6)	毎月の実績報告書と収支実績報告書の金額が符合しない箇所が散見された。また収支に変更があったことを所管課に報告していなかった。正確な数字による適切な事務の執行と所管課への報告を徹底されたい。	会計担当を1名から2名に増員し、適切な会計処理が行われるよう努めます。 また、既に提出している報告書等について、金額等の修正があった場合は、遅滞なく担当課へ文書にて報告します。
流山市 シルバー人材 センター	意見	定期使用に係る使用料の免除については、流山市自転車駐車場条例施行規則（平成20年流山市規則第43号）第7条第2項で、免除を受けようとする者は、免除申請書にその事実を証明する書類を添えて申請しなければならないことになっているが、証明書類が添付されていないものが散見された。当該規則に基づく適正な手続を要望する。	各自自転車駐車場の受付業務従事者に対し、証明書類の添付を行うよう周知徹底を行い、全ての受付所にて同様の手続きがなされるようにしました。
土木部 道路管理課	意見	流山市自転車駐車場 指定管理者の業務等に関する仕様書では、月間報告書を作成し、翌月10日までに報告することとなっているが、報告が遅れているものがあった。また、毎月の実績報告書の積み上げの金額が収支実績報告書と符合しないものを受領していた。適切な確認及び指導を徹底するよう要望する。	月間報告書を含む各報告書等については、各提出締切を確認し、提出の遅延がないよう指導します。 また、収支等については、積み上げ金額に誤りがないか確認を行い、正確な報告書を受領するよう努めます。

1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。

2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。